

山梨県県産木材利用促進条例（仮称）骨子の概要

【前文】

山梨県は、県土の約8割を森林が占める全国有数の森林県であり、その森林のうち約半分は県有林が占めています。この県有林の基となったのが、明治末期に相次いで発生した大水害からの復興に役立てるよう、入会御料地が特別御下賜された恩賜林です。

本県の豊かな森林は、木材の生産をはじめ、県土の保全、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、私たちに多くの恩恵をもたらしてきました。

一方、戦後に植林された人工林の多くが、木材資源として本格的な利用期を迎え、森林資源の循環的な利用を確保する観点から、積極的に伐採し、木材の利用を拡大していくことが求められています。

しかしながら、人々の生活様式の変化や長期にわたる木材価格の低迷など、林業及び木材産業を取り巻く環境は厳しく、状況の推移によっては、適切な森林整備が進まない事態や、森林の有する多面的機能の低下が生じるものと懸念されています。

このような状況を踏まえ、私たち一人一人が県産木材の利用の重要性についての認識を深めるとともに、県産木材の経済的価値の向上を図り、植林、育林、伐採及び再植林の循環が将来にわたり安定的に繰り返されることを確保するため、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要となっています。

私たち山梨県民は、ここに、先人のたゆまぬ努力によって守り、育まれ、活用されてきた森林を維持し、緑豊かな県土を次代に継承するために、県産木材の利用の促進を通じて林業及び木材産業の振興を目指すことを決意し、この条例を制定します。

1 目的

- ・林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化
- ・森林の有する多面的機能の持続的な発揮
- ・豊かな県民生活の実現に寄与

2 定義

県産木材 森林の有する多面的機能 森林所有者 林業事業者
木材産業事業者 建築関係事業者 県産木材の利用

3 基本理念

- (1) 経済的価値の向上が図られることを旨として行われなければならない。
- (2) 森林資源の循環的な利用により、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることを旨として行われなければならない。
- (3) 木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成及び県民に癒しをもたらす生活環境の創造に資することを旨として行われなければならない。

4 県の責務

- (1) 県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定、実施する。
- (2) 森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民との協働に努める。

5 市町村との連携等

- (1) 市町村と連携、協力して、施策を策定、実施するよう努める。
- (2) 市町村が施策を策定、実施しようとするときは、情報の提供・助言その他の必要な支援の実施

6 森林所有者等の役割

- (1) 森林所有者 (2) 林業事業者 (3) 木材産業事業者 (4) 建築関係事業者 の役割

7 県民の役割

- ・日常生活を通じて利用に自ら努めるとともに、施策に協力するよう努める。

8 県産木材の利用の促進に関する基本方針

- ・知事は、県産木材の利用の促進に関する基本方針を策定する。

【県産木材の利用の促進に関する基本的施策】

9 県の建築物等における利用

- (1) 建築物を自ら整備しようとするときは、原則として木造とする。
- (2) 工作物等において、自ら率先して県産木材・県産木材を利用した製品の利用に努める。

10 県産木材の安定供給の促進

- (1) 安定的供給を自ら行い、安定的な供給を促進するための森林の整備、保全の推進等の施策の実施
- (2)(3) 境界の明確化の推進、路網の計画的な整備、高性能林業機械の導入、森林施業の集約化の促進等の施策の実施
- (4) 木材の生産に係る新たな技術の導入の試行、成果の普及等の施策の実施

11 県産木材の加工等の体制の整備

- ・加工・流通施設の整備、品質・生産性向上等に向けた支援等の施策の実施。

12 県産木材の利用の促進

- (1) 需要拡大に向けた支援等の施策の実施
- (2) ブランド化、産地の認証に必要な措置の実施
- (3) 合法伐採木材の流通・利用促進を図るために必要な施策の実施
- (4) 木質バイオマスの加工・利用に係る施設の整備への支援等の施策の実施

13 普及啓発、木育の推進等

- (1) 普及啓発
- (2) 花粉の発生が少ない樹種の研究開発・普及等の施策の実施
- (3) 木育の実施

14 県産木材利用推進月間

- (1)(2) 10月とする。

15 人材の育成

- (1)(2) 林業・木材産業に係る人材、必要な知識・技術を有する設計者等の確保・育成

16 森林認証の普及

- (1) 森林認証制度の普及に必要な措置の実施
- (2) 認証材、認証材使用製品の普及、製品開発への支援等の施策の実施

17 財政上の措置

- ・施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

18 施策の実施状況の公表

- ・知事は、毎年度、施策の実施状況を公表する。